

高砂市空き家バンク制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市内における空き家の流通を促進し、空き家が定住及び起業に活用されることにより、にぎわいの創出や地域の活性化を図るため、高砂市空き家バンク制度を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 住宅及び店舗を目的として建築され、現在使用していない建築物及びその敷地で、市内に存在するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 共同住宅及び長屋住宅
 - イ 所有者が個人でない空き家
 - ウ その他市長が適当でないとするもの
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利（以下「所有権等」という。）により当該空き家の売却、賃貸等を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却、賃貸等を希望する所有者等から申込みを受けた情報を登録し、当該情報を提供するシステムをいう。
- (4) 連携・協力業者 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会加古川支部の会員で、高砂市空き家バンクの趣旨に賛同し、空き家に関する媒介及び相談を誠実に行うことができる者として登録されているものをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに登録しようとする所有者等（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）を市長に提出するとともに、空き家バンク登録カード（様式第2号、以下「登録カード」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みの内容について、申込者の承諾を得た上で、連携・協力業者に提供できるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容を確認し、適当と認めるときは、空き家バンクに登録するものとする。
- 4 市長は、前項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書（様式第3号）を当該申込者に通知する。
- 5 市長は、第3項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録することが適当であると認めるものがある場合は、当該空き家の所有者に対して空き家バンクへの申込みを勧めることができる。

(空き家に係る登録事項の変更)

第5条 前条第4項の規定による通知を受けた申込者(以下「物件登録者」という。)は、登録内容に変更があったときは、空き家バンク登録変更届(様式第4号)を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(空き家に係る登録事項の抹消)

第6条 市長は、第4条第3項の規定による登録をした空き家について、次の各号のいずれかに該当する理由があるときは、当該空き家の登録を抹消する。

- (1) 物件登録者から抹消の申請があったとき。
- (2) 登録内容の変更により、空き家でなくなったと認められるとき。
- (3) 登録内容に虚偽があったとき。
- (4) 所有者等に移動があったとき。
- (5) 登録から2年を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

2 前項第1号の抹消の申請は、空き家バンク登録抹消申請書(様式第5号)を市長に提出することにより行う。

3 市長は、第1項の規定による空き家の登録の抹消をしたときは、空き家バンク登録抹消通知書(様式第6号)を当該抹消に係る物件登録者に通知する。

(空き家の取引完了に伴う登録の抹消)

第7条 空き家の取引が完了した場合は、物件登録者は、前条第2項の規定による申請書を遅滞なく市長に提出しなければならない。

(情報の提供等)

第8条 市長は、空き家バンクに登録された空き家に係る情報のうち、発信することにより支障がないと認められるものについて、その概要を市及び国土交通省が「全国版空き家・空き地バンクの構築運営に関するモデル事業」として採択するモデル事業者のホームページ等により広く公開するものとする。

2 市長は、空き家バンクに登録された空き家に係る情報のうち、申込者の氏名、住所等の詳細な情報について、物件登録者の承諾を得た上で、第三者に提供することができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 空き家バンクを利用する者は、この制度の利用により取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の取扱いについて、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報を不当な目的のために利用しないこと。
- (2) 個人情報が流失し、又は滅失することがないように適正に管理すること。
- (3) 保有の必要がなくなった個人情報を適切に廃棄すること。
- (4) 個人情報の漏えい、毀損、滅失等の事案が発生した場合は、速やかに市長に報告し、その指示に従うこと。

(連携及び協力)

第10条 市長は、空き家バンクの運用に当たっては、関係する機関又は団体と連携及び協力することができる。

(媒介行為)

第11条 市長は、空き家の売買、交換又は賃貸の媒介をする行為には関与しない。

2 空き家に関する交渉、契約等に関する疑義、紛争等は当事者間で解決するものとし、市長はこれらに一切関与しない。

(暴力団等の排除)

第12条 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年高砂市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員若しくは暴力団密接関係者又はこれらの関係機関等であると認められる者は、空き家バンクを利用し、又は登録することができない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年3月28日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の高砂市空き家バンク制度要綱第4条第3項の規定による登録を受けている空き家は、この要綱の施行の日にこの要綱による改正後の高砂市空き家バンク制度要綱第4条第3項の規定による登録を受けたものとみなす。

附 則

1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、高砂市空き家バンク制度要綱第4条第3項の規定による登録を受けている空き家の物件登録者は、この要綱の施行の日にこの要綱による改正後の高砂市空き家バンク制度要綱第8条第1項に規定する情報の提供等に承諾したものとみなす。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。